

# 地域密着型通所介護事業所運営規程

(いきいきくらぶ)

(事業の目的)

第1条 株式会社ヒューマンサービス山梨が開設する地域密着型通所介護事業所（以下「指定通所介護事業所」という）が行う指定通所介護の事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の看護師・准看護師又は通所介護従業者（以下「通所介護従業員」という）が、利用者（要介護状態にある高齢者）に対し、適正な指定通所介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の通所介護従業者等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴排泄、食事の介護、その他生活全般にわたる援助を行う。

2 事業の実施にあたっては、富士川町及びその他関係市町村、地域の保険、医療、福祉サービス等との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行なう事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名 称 株式会社ヒューマンサービス山梨 いきいきくらぶ
- 2 所在地 山梨県南巨摩郡富士川町最勝寺1466-1

(従業者の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1名 (常勤)  
管理者は、従業者及び業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等に規定されている指定地域密着型通所介護の実施に関し、事業所の従業員に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。
- 2 生活相談員 1名以上 (常勤及び非常勤)  
事業所に対する指定地域密着型通所介護の利用の申込に係る調性、利用者の生活の向上を図るため適切な相談・援助等を行い、また他の従事者と協力して地域密着型通所介護計画の作成等を行う。
- 3 機能訓練士 1名以上 (非常勤)

利用者の健康管理に関わる業務及び機能訓練を担当する。

- 4 介護職員 1 名以上 (常勤及び非常勤)

通所介護事業所への利用者の送迎及び事業所での介護サービスを行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日

月曜日～土曜日とする。(この曜日の祝日は営業)

(12月30日から1月3日までは除く)

- 2 営業時間

始業時間午前8時20分、終業時間午後5時20分とする。

- 3 サービス提供時間

営業日において、午前9時から午後5時までの時間帯とする。

超過してサービス提供(延長サービス)を行う場合は、超過時間を含めた時間を営業時間とする。

\*電話等により、24時間常時連絡体制とする。

昼間 事業所電話番号 0556-20-7080

夜間 本社電話番号 0556-22-5995

(利用者の定員)

第6条 利用者の定員は次のとおりとする。

定員 10名 (通所介護の利用者のみ)

(通所介護の内容、及び利用料等)

第7条 通所介護の内容、及び利用料等については、次のとおりとする。

- ① 日常生活上の援助
- ② 健康状態の確認
- ③ 入浴介助
- ④ 食事の準備、介助、後片付け
- ⑤ 居宅から事業所への送迎
- ⑥ 介護等に関する相談及び援助

- 2 通所介護サービスについての利用料等の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、法定代理受領サービスであるときは、その1割、2割又は3割とする。

- (1) 通所介護費

厚生労働大臣の定める「地域密着型通所介護費」のとおり。

- (2) 各種加算

- ① 入浴介助加算 (I)

② サービス提供体制強化算（Ⅱ）

③ 介護職員等処遇改善加算（Ⅱロ）

3 食事代については、1食550円の利用者負担とします。

4 利用者等が購入を希望する、サービスの一環として提供する日常品等以外の個別の嗜好又は生活上のものについて、実費相当額の範囲内の費用を求める。

なお、これについてあらかじめ利用者、家族に対し、重要事項としてその内容と費用を説明し、利用者の同意を得るものとする。

（事業の実施地域）

第8条 通常の事業実施地域は、南巨摩郡富士川町とする。

但し、上記以外の地域に在住する利用者についても、在籍する自治体と個別に相談し、サービスを実施する。

（衛生管理等）

第9条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は引用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

（1）事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

（2）事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

（3）事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

（サービス提供に当たっての留意事項）

第10条 利用者は指定地域密着型通所介護の提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を地域密着型通所介護従業者に連絡し、心身の状況の応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

（緊急時における対応方法）

第11条 指定地域密着型通所介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又は近隣の医療機関に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。

|           |                         |
|-----------|-------------------------|
| 初鹿歯科医院    | 0 5 5 6 - 2 2 - 6 2 6 2 |
| くつま整形外科医院 | 0 5 5 6 - 2 2 - 6 6 8 8 |
| くぼた内科医院   | 0 5 5 6 - 2 2 - 0 3 0 1 |
| 飯富病院      | 0 5 5 6 - 4 2 - 2 3 2 2 |

- 2 利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置の状況について記録をし、「事故報告書」により、すみやかに市町村に報告する。
- 4 利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第12条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等について責任者を定め、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

- 2 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(苦情の処理)

第13条 指定地域密着型通所介護の提供に係る利用者及びその家族からの苦情を受付けた場合には「相談・苦情対応要領」に基づき迅速、適切に対応し、「相談・苦情内容記録票」に記録する。

また、市町村からの指導、又は助言を受けた場合において、市町村から求めがあった時は、改善の内容を市町村に報告する。

(個人情報の保護)

第14条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業所における個人情報の適切な取り扱いの為のガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第15条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話措置等を活用して行うことができ

るものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る

- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束について)

第16条 事業所は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得たうえで、次に掲げること留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。また事業所として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性 直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。
- (2) 非代替性 身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶ事を防止することができない場合に限ります。
- (3) 一時性 利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

(地域との連携や運営推進会議の開催)

第17条 当事業所の行う地域密着型通所介護を地域に開かれたサービスとし、サービスの質の確保を図ることを目的として、運営推進会議を設置し、効果的な運営を図る。

- 2 事業の運営に当たっては、地域住民又は地域住民の行う自発的な活動等との連携及び協力を行うなど、地域との交流に努める。
- 3 運営推進会議の構成員は、利用者、利用者家族、地域住民の代表者、地域包括支援センター又は市町村の職員、地域密着型通所介護につき知見を有する者とし、会議は概ね6ヶ月に1回以上開催する。
- 4 会議開催に当たって、会議構成員に開催案内を通知し出席依頼を行うものとする。
- 5 事業所は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに当該記録を公表するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第18条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第19条 事業所は全ての地域密着型通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類するものを除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備する。

① 採用時研修 採用後1ヵ月以内

② 継続研修 年2回程度

2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 事業所は従業者が在職中のみならず退職後においても、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じるものとする。

4 事業所は、適切な指定地域密着型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の職業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

5 事業所は、指定地域密着型通所介護に関する記録を整備するとともに、富士川町の条例に定める期間、当該記録を保存するものとする。

6 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は株式会社ヒューマンサービス山梨と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付則

平成28年 4月1日 から施行する。

平成29年 4月1日 一部改訂

平成30年 8月1日 一部改訂

令和 1年10月1日 一部改訂

|    |         |      |      |
|----|---------|------|------|
| 令和 | 2年      | 2月1日 | 一部改訂 |
| 令和 | 2年      | 4月1日 | 一部改訂 |
| 令和 | 3年      | 4月1日 | 一部改訂 |
| 令和 | 4年      | 1月1日 | 一部改訂 |
| 令和 | 4年10月1日 |      | 一部改訂 |
| 令和 | 6年      | 4月1日 | 一部改訂 |
| 令和 | 6年      | 6月1日 | 一部改訂 |
| 令和 | 8年      | 6月1日 | 一部改正 |